



やましな通信 10月号

2018年

やましな訪問看護リハビリステーション
WWW://yamashina-ho.com/ ☎ 050-6865-7757



連載

年金講座第3回

「学生」等の期間の扱いについて

今月は、事例2の学生だった期間の取り扱い、および事例3、4の新たに日本国籍を取得された方や永住許可を受けた方の扱いについて説明します。



事例2 <カラ期間の代表例> 学生（夜間制、通信制学校等を除く）であって国民年金に加入しなかった期間で、昭和36年4月から平成3年3月までの20歳以上60歳未満の期間。

<解説>

昭和36年4月以降、平成3年3月前に、学生だった期間で国民年金に加入していなかった期間は、カラ期間とみなされます。対象となる学校は、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校です。

昭和61年4月からは、専修学校、各種学校も対象となります。あん摩マッサージ指圧師、理容師、美容師などを養成する学校も含まれますので、昭和61年から平成3年までにこれらの学校に通っていた方も、要チェックです。例えば、昭和55年ごろに理容師の養成所に通っていて、国民年金の保険料を納めていなかったとしても、その間は強制加入となっている期間ですので合算対象期間（カラ期間）にはなりません。昭和62年ごろに理容師養成所に通っていたのなら、カラ期間になる可能性はあるということです。

また、高等学校に通っていた期間も、あくまで、20歳から60歳までの間に限定されますが、ほとんどの方は、高等学校に在籍したのは18歳未満の時期でしょうから対象外です。

証明する書類としては、卒業証書ではなく、何年から何年まで在籍したということを証明する大学等が交付する在籍証明書が必要となります。

平成3年4月以降は、学生も強制加入となりましたので、年金を支払うか、免除申請をしない限り未納期間となりますので注意が必要です。

裏面に続く

「やましな」おすすめのお店

ネパール料理 RAJA【ラージャ】

鎌ヶ谷大仏駅より徒歩10分、ビッグ・エーの隣にある「ラージャ」に行ってきました。実はこの店、私たち家族の大好きなお店の一つで一家で足しげく通っています。店内はネパールの絵や国旗が飾ってあり、日本語が上手なカーゲンドラ・カトリさん（写真右）が出迎えてくださり、弟のチャム・カトリさんが美味しい料理を作ってくれます。ランチタイムは、カレーとナンまたはごはんがついたAセットで650円（税別）、カレーはお好みで選べて、ナンやご飯はお替り自由ですから、とてもリーズナブル。私のおすすめは、これにサラダと飲み物がついたBセット、780円で、今日はほうれん草のチキンカレー、辛口を注文しました。辛さはメニューには激辛までしか書いてありませんが、実はもっともっと辛くできるそうなので、辛いのが好きな方はぜひ挑戦してみてください。以前7番まで挑戦した方がいらっしたそうですよ！サラダは人参ドレッシングで味つけもソフト。ほうれん草のカレーはきれいなグリーンでクリームの模様がついておしゃれです。これだけではありません。なんと200円でサイドメニューがついてきます。今日のチョイスは、ミニチーズナン。味もボリュームも満足です。ME

お店：「RAJA」鎌ヶ谷市丸山1-2-8 Tel. 047-446-6797
テーブル席45、駐車場(7台分)
営業時間：火金11:00~15:00 17:00~23:00
土日11:00~23:00
定休日：月曜



駅からも歩いて、車でもいける交通便利なお店



日本語が上手で人懐っこいカーゲンドラさん(右)と弟のチャムさん



ほうれん草カレーのBセット、これで780円はオトク



ランチメニューAからFまであり



サイドメニューのミニチーズナン



カレーはどれも美味しい

連載
年金講座第3回



事例3

昭和36年5月1日以降に日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、外国籍であるために国民年金の加入が除外されていた昭和56年12月までの在日期间で20歳以上60歳未満の期間

事例4

日本国籍を取得され、または永住許可を受けた外国人が、日本国内に住んでいなかった期間で、昭和36年4月から日本国籍を取得した日（永住許可を含む）の前日までの、20歳以上60歳未満の期間。

解説

事例3，4はいずれも日本国籍を取得した、もしくは永住許可を取得した外国を対象としたものです。

永住許可とは、外国人が在留期間を制限することなく日本に永住できる権利のことで、権利を持った外国人を永住者と呼びます。永住者が享受できる権利は、日本人の権利とは全く同じにはなりません。制限される内容としては、選挙権、被選挙権、役所等の公的機関への就職、土地の所有、パスポートの取得などにおいて一定の制限を受けます。日本国籍の取得は「帰化」と呼ばれ、永住権とは異なり、条件はより厳しくなっています。条件は、善良であり、現在日本に住み、かつ5年（日本人との婚姻の場合は3年）以上日本に住所を融資、引き続き1年以上日本に住所を有する人です。加えて自分または生計を共にする配偶者・親族の資産または技能によって十分な生計を営むことができること、となっています。

事例3では、こうした日本国籍取得者や永住者が、帰化や権利取得以前に日本に滞在していた場合に適用されるものです。国民年金は昭和57年1月から、日本に滞在する外国人も強制適用になりましたが、それ以前は、対象外で、加入したくても加入できませんでした。そのための措置で、本人が20歳から60歳までの期間で、かつ昭和36年4月から昭和56年12月までの日本滞在期間を合算対象期間（カラ期間）とするものです。

事例4では、日本戸籍取得者や永住者が、帰化や権利取得以前に日本以外に滞在していた期間で、本人が20歳から60歳までの期間を合算対象期間（カラ期間）とするものです。

いずれの場合も、戸籍謄本、外国人登録源票証明書、在留資格証明書、永住許可書等が必要です。

なお、昭和57年1月以降、国民年金の保険料を払っていない人は、日本人、外国人を問わず、免除申請をしたり、被用者保険者もしくはその配偶者でない限り、未納期間となります。（文責 社会保険労務士 金兵 孝雄）

次号に続く



8/26鎌スタ

ヤマシナ感謝デー
親子参加日記



夏休み最後の日曜日、鎌谷スタジアムでヤマシナ感謝デーが開催、多くの家族連れで賑わいましたが、当ステーションの看護師のKさんも親子連れで参加しました。

8月26日、最高気温36度の猛暑の中、鎌谷スタジアムはたくさんの観客でにぎわっていました。タコの巨大プールが入口前に設置され、子供達は大はしゃぎ。

試合開始前から、ゲート前にDJが会場を盛り上げていました。出店のからあげ、焼きそば、特にかき氷は終日長蛇の列で、わたしはシークワサーのかき氷とサターアングギーをいただきました。おいしかったです。

多数の参加イベントが用意されていて、娘と私はベースランニングに参加しました。ヨーイ・スタート！の掛け声で走り出し、1塁、2塁、3塁ベースを回り、ホームベースを踏む前にファイターズの選手2人とマスコットキャラの「カビー」とハイタッチ！

試合は、ファイターズがジャイアンツに負けてしまいましたが、皆様暑い中さらに熱く声援を送っていました。

私は野球観戦をする機会が今まであまりなかったのですが、せっかく近くにスタジアムがあるので、また行こうと思います。イベントがたくさんあるので、子供たちも大人もとても楽しめます。皆さんにもお勧めします。

KK

TEL 050-6865-7757
FAX 050-6865-7758
MAIL yamashina.houmon@yamashina-ho.com
ADDRESS 〒273-0123 鎌谷市南初富6-5-65

やまшина
訪問看護 リハビリステーション

(事業所番号：1262690089²)